

官報

昭和五十七年二月十九日

第九十六回 衆議院會議録 第七号

昭和五十七年二月十九日(金曜日)

午後二時 本会議

○本日の會議に付した案件

議員請暇の件

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時三分開議

○議長(福田一君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(福田一君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

江崎真澄君、加藤紘一君、倉成正君、丹羽兵助君、林義郎君及び村山達雄君から、二月二十日より二十七日まで八日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可するに決しました。

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(福田一君) この際、内閣提出、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣渡辺美智雄君。

〔國務大臣渡辺美智雄君登壇〕

○國務大臣(渡辺美智雄君) 法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、法人税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

法人税につきましては、最近における社会経済情勢の推移及び現下の厳しい財政事情に顧み、法人税制の整備合理化を行うことといたしております。

まず、法人税の延納制度について、縮減の措置を講ずることといたしております。

また、適格退職年金契約の範囲に、全国共済農業協同組合連合会が締結する生命共済契約を加えることといたしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

租税特別措置法につきましては、最近における社会経済情勢の推移及び現下の厳しい財政事情に顧み、租税特別措置の整理合理化、交際費課税の強化を行う一方、長期安定的な土地住宅税制を確立するとともに、土地供給及び住宅建設を促進する等の見地から、土地住宅税制について所要の措置を講ずる等の改正を行うことといたしております。

すなわち、第一に、企業関係の租税特別措置につきましては、適用期限の到来するものを中心に見直しを行い、価格変動準備金制度について、価格変動の著しい物品以外の物品を対象から除外するほか、特別償却制度及び準備金制度等の整理合理化を行うことといたしております。また、登録免許税の税率軽減措置につきましても所要の整理合理化を行うことといたしております。

第二に、交際費課税制度につきましても、今後三年間の措置として、中小規模の企業に対する定額控除を残した上、交際費の全額を損金不算入とし、課税の強化を図ることといたしております。

第三に、土地住宅税制につきましても、土地譲渡所得の長期、短期の区分を所有期間が十年を超えるかどうかによることとし、長期譲渡所得については、特別控除後の譲渡益四千万円超の部分と二分の一総合課税とするほか、所有期間十年超の

居住用財産について買いかえの特例制度を創設する等の措置を講ずることといたしております。

第四に、同居の特別障害者について五万円の特別控除を認めることとするともに、年金形式で支払を受ける一定の勤労者財産形成貯蓄の利子等については、退職後も引き続き非課税とする措置を講ずることといたしております。

第五に、国際科学技術博覧会出展準備金制度を創設するとともに、適用期限の到来する租税特別措置について、実情に応じその適用期限を延長するほか、所要の改正を行うことといたしております。

以上、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(福田一君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。野口幸一君。

〔野口幸一君登壇〕

○野口幸一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました法人税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に若干の質疑を行わんとするものであります。

まず、わが日本社会党は、今日、すべての国民が注目しているいわゆる税制のあり方について、その不公平を是正するよう、再三にわたり政府に要求してまいりました。そして、そのことは行政改革や財政再建の基本になくはならないと主張してまいりました。

言うまでもなく、税は国民の義務であります。同時に、課税正義の原則や犠牲平等の原則を

昭和五十七年二月十九日 衆議院会議録第七号

法人税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する野口幸一君の質疑

一七四

踏み外してはなりません。乏しきを憂え等しからざるを憂うという鉄則を忘れた税制は、国民の協力を得られないものであります。

さて、政府は、五十七年度予算において、その税収見込みは三十六兆六千二百四十億円とし、対前年伸び率一三・四％としております。政府は、昨年十二月、当初見込んだ税収の達成が困難であるとして、四千五百二十四億円の減額補正を行い、その税収見込み額は三十一兆八千三百十六億円として、対前年比一八・五％増と修正いたしました。

また、十一月現在の五十六年度税収累計は十四兆九千五百八十二億円でありまして、対前年比九・八％にとどまっております。十二月にはやや好転したと言われておりますものの、政府の言う税収伸び率で計算いたしましたとしても、年度末にはさらに九千五百億ないしは一兆円の税収不足を生ずるものと見られ、五十六年度の税収総額は三十兆八千億円前後にとどまるものと推定できるのであります。

この五十六年度の税収をベースにいたしましたし、五十七年度の税収見積もりを考へてみますと、一七・九％の伸び率を必要といたします。また、増税分を除く過去五カ年間の対前年増収率の平均は約一二％でありまして、五十七年度の想定増収率は約五割増しという過大な見込み率となっているのであります。これは全く不可能に近い数字を並べているとしか言いようがありません。言葉をかえて言うならば、まさに粉飾予算と言つても過言ではないと思つております。

総理は、五十六年度の税収の見通しをどう考へておられますか。また、補正後の再修正は全くあり得ないと言明されておられますが、そのことは、この場においても、なおそのように考へておられるのか、確固たるお返事を賜りたいのであります。(拍手)

なお、仮に今後におきまして、五十六年度補正を上回る税収が不足し、再補正の必要を生じた場合

合には、今年度中に第二次補正を国会に御提出されるお考えがございましょうか。この点も明らかにお答えをいただきたいのであります。

そこで、五十七年度の経済見通しにおきまして、このような大幅な増収が可能であるという予想が立てられるのでしょうか。政府の言う実質五・二％という経済成長率は全く空論に近いものであると言わなければなりません。私は、本年度の成長率は三・九％程度と見ておりますが、仮に本年度が、政府の言う四・一％達成されたとしても、五十七年度により高い上昇は全く考えられないのであります。作爲的な数字としか受け取れませんが、その意味を御説明いただきたいと存じます。OECDの予測は三・七五％であり、民間も大方三ないし四％前半にしか考へておりません。総理は、この経済成長率実質五・二％の達成が可能と考へておられますか。政府の算出の根拠をお尋ねしたいのであります。(拍手)

御存じのように、実質成長率は就業者増加率プラス生産性向上率という図式で表現されますが、仮に就業者増加率一・一％と見たとき、生産性向上率は四・一％となるのでありまして、経済界の言う、五十七年度における生産性向上率は二・八％程度とし、民間の経済成長率の算定は三・八ないし四・二％程度と見込んでおりますが、これが政府見通しとの対比においていかなる見解をお持ちであるか、お聞きしたいのであります。同時に、その達成のための重点施策は何に求めておられるのか、あわせて河本経済企画庁長官にも御見解を賜りたいと存じます。

次に、減税問題についてお尋ねいたします。いまや国民は一兆円減税に耳目を傾けております。政府は五・二％の成長率達成のため、さらに貿易摩擦の生じている現状にも照らして、内需の増高を求めておられます。そのために若干の税制の措置を講じて住宅建設の促進等を図っておられますが、今日、異常に高い土地代の上に建築をすることは並み大抵のことではありません。現在の

状況のもとでは全く至難のわざであると言つても過言ではありません。いずれにしましても、購買力の増加と、はずみをつけることが大切であります。この引き金は減税しか残されていないと考えますが、いかがでしょうか。この際、政府の言う財政再建も国民の協力なくしては達成できないことでもあり、国民の要望する一兆円減税に踏み切ることが再度提言いたしますが、いかがでございましょうか。総理並びに河本長官の御見解を明快にお願いをいたしますと思ひます。

政府は、私どものこの要求に対して財源がないと口癖のように言われます。もちろん、財源は天から降ってくるものではありません。財源はつくものであります。やろうという決意さえあれば財源は生まれるのであります。要は決断であるかと存じます。大蔵大臣、いかがでしょうか。大臣の詳細かつ納得のいく御答弁を期待いたします。(拍手)

そこで、財源対策におよそ三つの方法があると考えられます。一つは行政改革の徹底によること、すなわち、補助金、交付金、一般経費の削減を初め節約によつて財源を求めるやり方、二つ目には、税制の抜本的改革であり、記帳制度の導入などを含めまして不正を是正し、税制の改正によるものであります。三つ目は、大蔵大臣がひそかに考へておられます増税であります。財源対策として政府はどのように考へておられますか、この際、何つておきたいのであります。

また、予算委員会等におきまして、五十七年度は無理だ、五十八年度において間接税等の導入とセットで考へたいというような意味のお答えが大蔵大臣からあったと聞いておりますが、そのようなお答えがございましたら、この際、明らかにしたいのであります。さらに、このお答えは、直接税対間接税の対比において発想され、いわゆる直間比率は現在七対三だが、理想は五対五だと言ひ、当面六対四にし

たいとその構想をお述べになつておりますが、そのための間接税は何をどのように課税するのか、また何と何を増税しようとするのか、これも明らかに御答弁いただきたいのであります。

次に、本年の収入財源に充てるために御提案になりました法人税の延納の縮減について伺ひます。

本案は、五十七年度の税収を補うために五十八年度の税収を先食いしようというものであります。この考へ方は全く姑息な手段であり、つじつま合わせの産物であります。むしろ、貸し倒れ引当金の法定繰り入れ率の引き下げを大幅に行う。さらに大蔵省が考へておられました退職給付引当金やギャンブル税、広告税などの改正は一体どうなったのでしょうか。それこそこの際提案されてしかるべきものと考えますが、大蔵大臣の御見解を承りたいのであります。

また、延納の縮減は、特に中小零細企業にとつてその経営を圧迫するものであります。縮減による納付は、ほとんどが借金をして納付することになるものであります。中小零細企業には、もはや担保力もなければ借り入れ能力もありません。この改正によつて、中小零細企業は一層の負担増加となり、かえつて滞納者がふえるのではないのでしょうか。大蔵大臣の御所見を承りたいのであります。

次に、土地税制の改正であります。この改正の特色は、一言で言えば、土地所有者に対しさやかなむちを打ち、大きなあめを与えることによつて、土地の供給の改善を図ろうとするものであります。御存じのように、宅地並み課税の目的は、農地売却や宅地化を促進するために考へられたものでありまして、実際には、市街化区域の大部分が市町村の減免措置によつて実効を得ていないということから思ひつかれたものであります。仮に、農地の保有税を完全に宅地並みといたしましても、これは土地供給向上につながると考へるの

は無理な話であります。土地所有者が宅地並み課税に驚いて土地を売却し、金にかえたといつても、その利子が土地価格の上昇率より低いだけに、その利害は明白であります。

さらに、譲渡所得税の軽減なども同様であります。これはすでに五十三、五十四、五十五年の三年連続の軽減措置が、宅地の供給増と地価の抑制につながらなかつたといふことから考えましても、今回の改正も、税の不公平だけが拡大されただけに終わるのではないでしょう。

いま大切なのは、何といつても勤労者の住宅取得能力の向上にあることを強く考えるべきであります。ましてや、法人の土地譲渡益の重課税や市街化調整区域内の特別土地保有制度は、その保有期間十年以上の場合には適用しないこととなつておりますが、これは大地主と土地の買い占めの企業救済のための措置とも言えるのであります。

特に大企業の手持っている売地地の大部分は、昭和四十四年から四十八年にかけて、その土地投機の最盛期に取得されたものが多く、保有期間十年を基準にして重課税をやめ、保有税もかけないとする本改正案は、まさに大企業の税負担を軽減するだけにつながらるものであります。

このような措置が、宅地の供給増と住宅建設の増加をどのよう理由によつて期待をされておられるのか、建設大臣にその見解を求めるものでございします。

以上、今回提案されました法案についての質疑をいたしました。国民に対し、その全般にわたる誠意ある御答弁を期待いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣鈴木善幸君登壇〕
○内閣総理大臣(鈴木善幸君) 野口幸一議員にお答えいたします。

まず、五十六年度の税収見積りについてであります。税収の見積りも、見積りを行う時点における利用可能な資料に基づいて、税の専門家たちが最大限の努力を傾けて見積りを行つて

いるものであります。利用可能なデータにはどうしても限りがありますから、なかなか見積りもりのとの結果にはなるとも言い切れない性格を持つております。

お尋ねの五十六年度補正後予算の税収見積りにつきましても、現段階において最善の努力を行つた結果であることをぜひ御理解を賜りたいのであります。仮に今後税収不足が生ずるような場合には、歳入歳出を通ずる全体としての決算の状況を踏まえ、適切に対処することといたしたいと考えております。

次に、五・二％成長の達成のための重点施策についてのお尋ねであります。政府の経済運営の基本的態度にもお示ししてございしますが、金融政策の適切かつ機動的な運営を図ることに加え、民間活力が最大限に発揮される環境の維持整備に努めること、住宅金融の拡充、宅地供給の促進など、住宅建設の促進を図ること、個別不況産業対策、中小企業対策等の円滑な推進に努めることなどによりまして、きめ細かい経済運営を図つてまいりたいと考えております。

個人消費の動向が注目されておりますが、消費者物価の安定に加え、実質所得の回復を背景として、消費も相当程度伸びが高まるものと見込まれます。また、御承知の財政事情に加えて、わが国の個人所得に対する所得税負担の割合は、国際的に見ましてもまだ低い水準にありますから、五十七年度の経済運営に際して、所得税減税という方法によることは残念ながらできないと考えております。

その他の質問につきましては、所管大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇〕
○国務大臣(渡辺美智雄君) お答えをいたします。

一兆円の減税の財源対策として御提案がございました。一つは、行政経費を徹底的に抑えろという話でございします。

これは私どももやつてまいりまして、ともかく二十数年来にない非常に伸び率の低い、一般歳出一・八％しか伸びないという予算を組んだわけですから、いまの段階でこれ以上もつとばつたり切れ、いざどこを切るかということになりまして、総論賛成だけれども、各論になるとなかなかこれはまともでない。私は、切つた、抑え込んで、社会保険でも文教でも伸びてはいるのです。それでも文教、福祉を切つたとか抑えたとかと云われておるわけですから、そういうようなことで、現実の問題として、今後とも歳出の削減、合理化には努めてまいり所存でございします。簡単に割り切れるものではないわけでございます。

その次のことは、記帳義務等の導入、不正税制の見直し、これらにつきましまして、今回も特別措置の洗い直しというのをかなりやつてきたわけでありまして、御承知のとおり、特別措置の減税額はおよそ一兆一千億程度、こう見られておりますが、そのうちの大部分、八千数百億というものは、これは個人関係でございまして、マル優とか特優とかというふうな、いわゆる非課税利子等が大部分なわけでありまして、個人住宅取得とか、そういうふうなことで、こういうふうなものも、こういう時世なんだから全部一遍、非課税制度というものは抜本的に考え直すべきではないか、これは一つの御提案かと思ひます。しかし、現在はそのままだと考えておられないわけでございます。しかし、細かなものでありまして、目的を果たしたいろいろな減税ですね、そういうふうなもの、今後とも徹底的に洗い直しは続けてまいりたい、そう思つております。

それから、増税のお話がございまして、大蔵大臣は何か間接税でも増税をするのかというふうなお話もございました。私は、増税するということには言っていないのであります。ただ、現在の日本の税制度、枠組みというものが、だんだん間接税のシェアというものがうんと

小さくなつてきてまして、二〇％台になつてしまつた。年々一％ぐらいつつ減つてまいります。二七％ぐらゐ、あと二二％ぐらゐは直接税、こういう税率構造でございまして、いやおうなしに、社会保険費や何かはどうしても伸びますから、その負担は法人税と所得税で全部持つてくれ、ほとんど持つてくれということになります。

これは、本當の問題として好況不況もございすし、法人税などの場合は好況不況があつて、景気のいいときは入るが、景気の悪いときは入らない、社会保険費は景気がいい悪いにかかわらず守つていかなければならぬ、むしろ景気の悪いときの方がよけいかかるかもしれない、そういうふうな構造という問題が果たしていいのだらうか。

昭和九年から十一年までは、大体六五％ぐらゐの間接税であつたのです。昭和二十五年から高度経済成長時の四十年、四十五年ごろまでは、大体間接税の比重が四五％ないし四〇％ぐらゐにございまして、これがいまは三〇％を割つて二〇％台で、年々落ち込んでいく。諸外国を見ましても、大体フランスの間接税は六〇、それからイギリス、ドイツあたりは四〇から四七、八、日本は二〇％台、果たしてこれでいいのかどうか、非常な疑問があらまして、これは、こういう点については……(はつきり言えよと呼ぶ者あり)いえ、これは国民の問題ですから、所得税でいけば仕事をしていた方がよいと言ふ人もあるし、いや、そうじゃなくて、もっと広く薄くした方がよいと言ふ人もありますから、今後の問題として、これは税調等では検討されている問題だということを申し上げただけでございします。

それから、法人税の延納の問題。これは、そういうことをやつたつて仕方がないじゃないか、こそくな手段だということもございしますが、これは所得税の延納とのバランス、所得税よりも法人税の方が延納を優遇されていゝというふうなことは困る。したがつて、そういう点のバランスから、この際は訂正をさせていただいたということが一

昭和五十七年二月十九日 衆議院会議録第七号

法人税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する野口幸一君の質疑

一七六

つ。

それから、貸し倒れ引当金等をもっと法定繰り入れ率をいっばいにふやせということでございます。これも実は、繰り入れ率を数次にわたって直してきておることでありまして、今回も、金融保険業以外の業種につきましては二年間にわたって二割程度の繰り入れ率の引き下げというのを提案させていただいておる次第でございます。

退職給与引当金も、これは四〇％なんと言わなくてもっと下げてしまえ、これは議論なんです。実はそういうような議論があります。しかしながら、今後これにつきましては、今後における企業年金制度の動向なども見きわめながら、基本的な検討を行っていくべきだ。これは労働組合の中からも、退職給与引当金をばさっと下げるといふことについては反対のところもあるのです、かなり

大手でも。それは年金との関係なんです。したがって、そこらのところの検討をしながら、私は、今後さらにそれは深度を深めていきたい、そう思っております。しかし、今回はいいじゃないことにいたしました。

広告課税、ギャンブル課税の問題につきましては、これは新税でもございますので、五十七年度では見送ることにいたしましたのであります。この問題も、個人的には賛成者がいっばいあるのですが、政党になるとなかなかこれはまとまりにくい点もございまして、そういう点で、別に特定な党をどうこうと言うわけではございませんよ、自民

党も含めてでございますから。そういう点も今後、しかし検討はしていきたい。

それから、延納を延ばした結果、滞納ができるのじゃないかという御心配でございます。これにつきましては、現在の状況は、滞納の発生割合というのは五十五年度分で二・二％ぐらいあります。しかし、延納制度ができた昭和二十六年次は四七・九、四八が滞納しておったというのは、まさきり時勢が違っておる。それから、いまは非常に金融も緩和しておるといふような状態もございまして、それによって大きく滞納がふえていくというようには考えておりません。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇〕

○国務大臣(河本敏夫君) 私に対する御質問は三つございます。

その一つは、民間調査機関では経済成長見通しを三・八％ないし四・二％と想定しておるが、政府の見通しは五・二％である、なぜそういう差ができておるかということでございますが、民間経済機関の見通しは、おおむね昨年の十一月から十二月の前半までに出ておるのでございます。それで、政府は、十二月の下旬に五十七年度の経済運営の基本方針を発表いたしました、それに基づきまして、景気回復を主眼にいたしました予算を編成いたしました。特に住宅政策などに対しましては非常に配慮を加えたわけでございますが、民間の調査は、この政府の予算が決まる前の

結論でございますので、その点で若干の違いがあるかと思えます。

ただ、しかしながら、政府の目標を実現いたしますためには、これからも引き続き政策努力が必要だと考えております。特に、いま世界経済の激動期でもございまして、その影響は日本経済にも当然受けることとなりますので、経済の変化に即応いたしまして、機敏でかつ適切な政策の運営をしていかなければならぬと考えております。

それから、第二点は、目経連がいろいろな数字を発表しておるが、政府はどう考えておるかというところでございますが、結論を申し上げますと、いろいろの計算がございまして、政府の発表しております雇用者所得の計算の基準と目経連の考え方が、全然基準が違っておるということでございます。政府は、御承知のように、五十七年度の雇用者一人当たりの伸びは六・九％と想定をしております。また雇用者の増加も考えられますので、雇用者所得全体の伸びは、五十七年度八・六％と想定をしておるのでございます。

第三点は、減税問題でございますが、これは先ほど総理並びに大蔵大臣からも御答弁がございましたが、五十七年度の減税は、私どももこれはなかなかむずかしいと思っております。

ただし、長い間所得税率を据え置いておりますので、やはり五十八年度以降できるだけ早く減税ができるような、幾つかの条件がございまして、その条件を整備することが政府のこれからの大きな課題である、このように理解をいたしてお

ります。(拍手)

〔国務大臣始関伊平君登壇〕

○国務大臣(始関伊平君) 土地税制改正の効果についての御指摘であります。現行土地税制の基本的部分は、昭和四十七、八年当時の異常な土地投機状況を背景に整備されたものであります。このような投機が鎮静化した今日においては、これが土地の流動化を阻害し、近年の宅地供給停滞の一因となつておると考えられます。

今回の土地税制の改正においては、住宅建設及び宅地供給の促進を図りますために、個人の譲渡所得課税における四分の三総合課税のいわゆる重課措置の撤廃、それから第二に、優良な住宅宅地供給を促進する見地からの臨時的な税の軽減、五十七、五十八、五十九と三カ年を限りまして、臨時的であります。かなり思い切った税の軽減をやる。それから第三に、住みかえを促進する見地からの居住用財産の買いかえ制度の創設、さらにもう一つ、いわゆる宅地並み課税の拡充等を行うこととしており、これらの改正を通じて、住宅宅地供給の促進に相当の効果を上げるものと私どもは期待いたしております。

なお、建設省といたしましては、土地税制の改正とあわせて総合的なその他の施策を講ずることにより、住宅宅地供給の促進に一層の実効を上げてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 鳥居一雄君。

〔鳥居一雄君登壇〕

○鳥居一雄君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に対して、若干の質問を行うものであります。

まず第一に、税制改正と経済財政運営の関連から、五十六年度の歳入欠陥について伺います。

総理は、五十六年度を財政再建元年として、赤字国債の減額二兆円を公約されておりました。また、財政再建を口実に、国民には史上最大の一兆四千億円の増税、所得税減税見送りによる実質増税、公共料金の値上げなど負担増を強いられたのであります。

しかし、政府の経済財政運営の失敗は、税収不足を招き、赤字国債三千七百五十億円の追加発行に至りました。これは総理の公約違反であり、まことに遺憾であります。この点について総理の見を求めます。

同時に、五十六年度の税収不足は、すでに昨年の夏ごろから十分に予測できたにもかかわらず、政府は何ら具体的な対策を講じないまま、突発的に赤字国債に踏み切ったことも納得できないのであります。あわせて答弁願います。

また、政府は、税収不足に陥った原因を物価安定など景気動向の見込み違いにのみ押しつけてお

ります。私も、景気動向が税収に及ぼす影響を否定するものではありません。しかし、税収が落ち込んだ原因には、政府が財政再建のみを優先し、経済や国民生活の実情を無視して、史上最大の増税や減税見送りによる実質増税を強行したことも含まれるのではないのでしょうか。この増税がもたらす景気動向への影響についてはどう認識し、どう分析されているのか、この際明確にしたいです。

さらに、所得税減税について伺います。

総理、所得税減税の実施は、国民的要求であるとともに、わが国経済の浮沈のかぎを握っております。

政府は、五十七年度の実質経済成長率五・二％の達成を目指しておりますが、仮にこの目標達成が不可能な場合、わが国経済は、失業者の増加、經常収支の黒字拡大、税収不足、地域間格差の拡大、構造不況業種の深刻化など、五重苦を背負うと言われております。また、民間の経済研究機関の経済予測では、実質成長率を政府並みの五％台としているところは皆無であります。

総理、政府経済見通しの達成には対策が不可欠であります。政府が行える対策とは、所得税減税、公共投資の拡大、公定歩合の引き下げであります。このうち、公定歩合の引き下げは、円安傾向が続く現状では、対外金利との関係から円安を加速させることにもなりかねず、困難と考えられます。残る公共投資と所得税減税を比較した場合、

五十六年度の極度の内需不振の最大の原因が勤労者の可処分所得の伸び悩みにあったことから、やはり所得税減税を優先すべきであります。

総理、所得税減税の実施は、五十八年度の課題ではありません。いまや五重苦に落ち込もうとするわが国経済を救い、国民生活を防衛する唯一の道、これが所得税減税の実施であり、五十七年度の緊急課題であります。この際、総理の英断をお聞かせ願います。

次に、租税特別措置の改正について伺います。

政府は、長年の懸案である総合的な土地政策を示さず、長期譲渡所得など土地税制を大幅に緩和、宅地供給の決め手として宣伝されております。しかし、私には、土地価格と所得水準の乖離、地主の富裕な経済状況、ごく一部を除いて、いわゆるむちの効果のない今回の改定などから、五十七年度に土地供給が積極的に進むとは考えられませんが、政府が土地供給に大幅効果ありとされる明確な根拠を示されたいのであります。

また、給与所得者など所得税の課税最低限を五年間も据え置きながら、一部の土地保有者のみに行う大幅減税措置であります。もし大幅な土地供給増がなかった場合は、重大な政治責任であります。どう責任をとられるのか、伺っておきます。

今回の土地税制の改正は、長期安定税制と言われております。つまり、土地供給に対する税制の役割りは一段落したとも考えられます。総理、残る道は総合的な土地政策の確立であります。今後

どう対処されるのか、お聞かせ願います。さらに、法人税関係の退職給与引当金及び貸し倒れ引当金の縮小について伺います。

退職給与引当金は五十七年度の税制改正の対象になる、こう報道をされてまいりましたが、見送られて、まことに残念であります。政府は、現行の無税繰り入れ率を将来とも据え置かれるのか、あるいは改正されるのか、伺っておきます。

次に、貸し倒れ引当金の法定繰り入れ率は、引き下げられたものの、なお税務資料などによる貸し倒れ実績率と比べますと大きな開きがあり、優遇との感が払拭できません。たとえば卸売業及び小売業では、法定繰り入れ率一・三％に対し、貸し倒れ実績率は〇・五％です。同じく製造業も、法定繰り入れ率一％に対し、貸し倒れ実績率は〇・三％です。もう少し段階的に貸し倒れ実績率に沿って縮小していく方法もあったのではないかと考えますが、見解を示していただきたいと思ひます。

また、法人税の延納制度の縮減は、大企業に比べて資金調達の弱い中小企業の経営に打撃を与えることが懸念されておりますが、所見を示していただきたいのであります。

最後に、総理は、財政再建のために大型間接税の導入はしないとの約束をされました。しかし、政府内には、総理の発言を故意に曲解し、所得税減税との抱き合わせならば大型間接税の導入もあり得ると判断する向きもございます。私は、所得税

昭和五十七年二月十九日 衆議院會議録第七号

法人税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する鳥居一雄君の質疑

一七八

減税の財源はやはり行財政改革の徹底と不公平税制の是正を基本とすべきであると考えます。したがって、この際、総理の大型間接税の導入はしないという公約は、財政再建も所得税減税も含めてのことと明らかにしていただきたいのであります。

以上申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣鈴木善幸君登壇〕

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) 鳥居一雄議員にお答えいたします。

まず、五十六年度の二兆円公債減額の問題についてであります。御承知のとおり、五十六年度当初予算の編成に当たりましては、歳出の厳しい抑制と、また現行税制の枠内ではあります。一兆四千億円の増税によりまして特例公債の二兆円減額を見込んだのであります。その後の五十六年度の経済動向、すなわち、予想を超えた物価の安定、内需回復のおくれなどによりまして、約四千億円の収収の補正減を行わざるを得ないこととなりました。これに伴い、三千七百五十億円の特例公債を追加発行いたしました。まことに残念であります。やむを得ない仕儀でありましたので、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

しかしながら、これによって五十九年度特例公債償却という財政再建の基本路線は、いささかも変わるものではございません。今後ともその実現に向けて最大限の努力を払ってまいります。

所得税減税についてであります。先ほど野口

幸一議員にもお答えいたしました。わが国の財政の实情、国際的に見た所得税負担の水準、また財政再建という、わが国の将来にとってきわめて重要な課題に取り組んでいるさなかであることなどの諸事情を考えますと、五十七年度の所得税減税は残念ながら困難であると考えております。

なお、将来の所得税減税との絡みで大型間接税についてお尋ねがありました。私は、将来所得税減税を行いつづけるための条件としては、一般消費税のような大型新税を念頭に置かず歳入歳出面にわたる徹底した見直しにより、五十九年度特例公債償却の明白なめどをつけるとともに、その財源の手当てがつかなければならぬと考えております。

具体的にどのような方法によりその条件を整えるかにつきましては、広く各方面の御意見を伺いながら、幅広い角度から検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたしました。残余の点につきましては、所管大臣から答弁をいたさせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣渡辺美智雄君登壇〕

○内閣総理大臣(渡辺美智雄君) 鳥居議員にお答えする前に、先ほどの野口議員の質問の中で、五十六年度の第二次補正をやるのかやらないのかという御質問がございました。これにつきましては、

総理から答弁がありましたように、第二次補正は考えておりませんということをつけ加えさせていただきます。

ただきます。

それから、鳥居議員の御質問でございますが、去年の夏ごろからこのように収収不足になるといふことはわかったのではないかと御質問でございます。これは、これはとも夏にはわからないわけでありまして、夏のころは、災害が起きたり何かをしておったことで、ともかく二、三カ月ぐらいしか収収を見ないで、一年分なんてとてもわからない。やはり暮れになって、ともかくこれは少し足らぬということがわかったので、納付状況等を調べた上で補正をさせていただいたわけでございます。

それから次は、要するに、去年の増税といううなもの、むしろ景気の足を引っ張ったのじゃないかという御趣旨に私は解釈をしたわけでござい

ますが、私はそれは思っておりません。でございます。やはり何といたしまして、非常に国内の消費節約、それから物価安定、それからアメリカの高金利、こういうようなものが景気回復のおくれというふうなものにもなっておりますが、いずれにいたしまして、そういう総合的な問題のために思ったより収収が入らなかつたということでございます。しかしながら、今後機動的な経済運営を行っていくには、すでにも在庫調整等もほぼ終了しておるといふように見られておることから、私は景気の着実な回復が期待される、さうに考えておるわけでございます。

次に、土地税制の問題でございますが、土地税

制だけで宅地供給がうまくいくというように、私は思っておりません。それを補完する手段として税制が使われるということでございます。したがって、長期安定的な土地税制を確立することによって、税制の緩和期待に基づく売り惜しみというふうなものはなくしていくことは必要でございます。

それから、所得の長期、短期の区分を所有期間が十年を超えるかどうかによることとした。これは、長期譲渡について、特別控除後の譲渡益八千万円超の部分を四分の三の総合課税から二分の一の総合課税とするということによって、売ってもほとんど全部が取られてしまうんだというふうになると売りませんので、そういう点を緩和させていただいたわけでございます。

それから、退職給付引当金の無税繰り入れ率、これを将来とも置くのかどうか。これは野口議員のときにも、私お話をいたしました。これは、この退職給付引当金自体は優遇税制と思っております。これは労働者といいますが、従業員がやめれば当然退職金を払うのです。労働協約とかあるいは就業規則、そういうものによって契約が会社とできていくわけですから、何年勤めたら幾らうことで負債性のものだ、そう思っております。が、しかし現実の問題として、引き当てただけ退職者がいない、したがって、そこにギャップがあるんだから、それをもっと詰めてもいいじゃない

か。これは私はごもつともな御趣旨である、こう思っております。しかし、理論を申しますというるむずかしい理論がございまして、その論争が実際はまだ続いております。

これは年金との絡みの問題も一つ出てまいります。退職引当金を非常に少なくしてしまつと、今度は組合の方からは、そんなに少なくなつたら、退職金制度そのものがなくなるのじゃないかというふうな不安のあることも事実なんです。そういうふうな不安も起こさないようにしながら、年金制度、要するに、退職金をやめちやつて、任意年金の掛金をやっていると、会社によつてはあるわけですから、そういうものとの大きな絡みの問題もありますので、そういう問題も踏まえながら、これはこのままでは置かない、今後さらに検討させていただきたい、そういうことを申し上げておきます。

それから、貸し入れ引当金の法定繰り入れ率の引き下げ、これにつきましても、もつと大幅にやれということでございます。このことにつきましても、実情に即して実見直しをしておるわけでありまして。しかし、これは二年間で二割程度下げるといふことを決めておるわけでございますが、状況を見ながら、まだ余裕があればさらに下げるといふことは、今後ともこれは目を離さず実態に即したことをやってみたい、そう思っております。

法人税の延納制度の問題、これは先ほどもお答

えいたしましたとおり、現在は二・二〇程度の滞納、この法人税延納制度ができたときは四七・九〇の滞納、現在は二・二〇の滞納で済んでいるというふうなことで、あの当時は重税でもつと重かつたということもあるのかもしれない。

それからもう一つは、何といつても金融問題が現在は緩和されておるといふふうな状態でもございますから、これによつて法人税滞納がふえるというふうには考えておりません。(拍手)

〔国務大臣松野幸次君登壇〕
○国務大臣(松野幸次君) 鳥居議員の御質問にお答えいたします。

合理的な土地利用の確保と適正な地価の形成を図るため総合的な土地政策を推進することは、国民生活の安定と経済発展を図る上で重要な課題であると考えております。

このため、国土利用計画法の的確な運用等により、適正かつ合理的な土地利用の確保と有機的な土地取引の抑制を図りつつ、市街化区域内農地の宅地化の促進、住宅地関連公共施設整備の促進、既成市街地の高度利用の促進、土地税制の活用等により宅地供給の促進を図る等必要な施策を総合的かつ積極的に講じてまいります。

以上であります。(拍手)

○議長(福田一君) 中井治君。

〔中井治君登壇〕

○中井治君 私は、民社党・国民連合を代表いた

しまして、ただいま議題となりました法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案につき、総理並びに関係大臣に質問いたします。

言うまでもなく、この二つの法律案は、五十七年度の予算編成段階における歳入不足額のうち三千四百八十億円を法案改正によつて補おうとするものです。

ここ数年、政府は増税一本やりの政策をとり続け、財政のやりくりをしてきたのであります。特に五十六年度においては、一兆四千億にも及ぶ大増税を行つたのであります。増収増収を以つても、実際には計画どおり入つてこないのが現状であります。五十五年度は補正予算に対して二千七百億の税収不足が生じ、五十六年度はすでに三千七百億円の赤字国債を増発し、まだ税収減が心配されている状態です。これは五十五年度実績経済成長見込み四・八％に対し三・七％の実績、五十六年度は五・三％に対し四・一％の実績見込みと、政府の経済成長率の約束が達成されなかつたところに最大の原因がおります。政府自身の経済運営の失敗によるものであります。

しかるに政府は、来年度五・二％の高い成長率見込みをもとに来年度予算を編成し、財政のつじつまを合わせているのであります。私は、現在の経済状況の中では、五・二％の成長率達成は無理であると思ひますし、また、国民の大半も、とうてい達成できないであらうと考えています。過去

二年と同じく経済成長率が達成されないときには、莫大な税収不足が生じ、政府の財政再建計画はますます実現不可能となるのであります。総理は、どのような見通しと政策運営によつてこの五・二％の経済成長を達成され、税収を確保されようとするおつもりか、お尋ねいたします。

言うまでもなく、ここ数年間、日本経済は外需によつて辛うじて支えられてきました。しかし、近年、諸外国との貿易摩擦が増大し、これ以上外需の伸びを期待することはできません。したがつて、わが国は内需拡大の政策をとらざるを得ないのであり、また、政府もたびたびこの考えを言明されてきました。しかし、公共事業費の増大は望むべくもなく、個人消費の回復の動きは緩慢であり、民間住宅投資も大幅に低下している現在、大幅減税を執行せずして、どうして内需拡大の景気回復ができればしょうか。(拍手)

民社党は、こうした観点から所得税の実質増税が著しく進んでいる現実を考え、たびたび所得税を中心とする大幅減税を求めてまいりました。総理に、重ねて大幅減税の実行を求め、御所見を承ります。

同時に、大幅な減税の実施による景気刺激の効果について、総理はどのようにお考えか、承りたいと存じます。

わが国の財政にとって、入るをはかり出るを制するといふ言葉の実行こそいま一番必要であると考えます。入るをはかる、これは決して増税策で

一八〇

〔議長退席、副議長着席〕
経済見通しと税収見積もりはもちろん密接に關連しておりますが、必ずしも單純に經濟成長率そのものに基づいてはじき出しているというもので

はありません。政府経済見通しにおけるものもろの指標や課税実績などを基礎に、個別税目ごとに積み上げていくものと思います。経済の動向が税収に及ぼす影響は、個別税目の税収に複雑多岐な影響をもたらすと思います。逆に所得税減税が景気に及ぼす効果につきましても、それが実施される状況によっていろいろ違ってまいりますので、具体的に申し上げることがむずかしいと思います。所得税減税の消費拡大効果につきましては、貯蓄率の高いわが国におきましては、限定されたものとならざるを得ないと思います。

また、減税をして、他方で赤字をふやさないとしますと、当然、支出をカットしなければなりませんから、財政支出減少による景気に対するマイナス効果があらわれてくると思います。減税をするのに財政赤字をふやすということでは、現下の急務である財政再建に逆行することになります。その財政再建を進めるに当たりましては、しばしば申し上げておりますとおり、歳出の節減合理化に最大限の努力を傾けてまいりる決意であります。あわせて、税の公平確保につきましても、今後とも努力を重ねてまいります。

以上、お答えをいたしました。残余の点につきましては、所管大臣から答弁いたします。

(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) 中井議員にお答えをいたします。

税の公平化と行革の断行による財政再建、全くそのとおりでございます。われわれといたしましては、先ほど総理からお答えいたしましたように、歳出の削減合理化、これには今後とも引き続き徹底的にメスを入れてまいりたい、そう考えております。税の公正化、合理化、これも当然のことでございます。

それから、法人税の延納制度の縮減は中小企業の経営を圧迫するかどうか。この問題につきましては、昭和二十六年当時、企業の資金繰りが非常に苦しかった、滞納が非常に多かったという時代と、現在はかなり変わっておりますので、個人の所得税等とのバランスもございまして、個人の方が滞納がきつくなっております、滞納といいますが延納が余り認められていない、法人だけ緩くなっているというの、バランス上この際直したいということ、直したわけでございます。

それから、貸し倒れ引当金の繰り入れ率の引き下げ、これは結構だが、もっと見直すつもりはないかということでございます。これにつきましては、とりあえず二年間で二割程度の引き下げを行うというようにいたしておりますので、この実施状況を見て、さらに検討をしてみたいと考えています。

交際費の課税強化を三年間だけにしたのはどういうわけだ。まあ交際費といいますが、一銭も交際費というものは認めないのだ、交際費という経費は一切認めないといいますが、交際費それ

自体は、本来これは損金でございますから。ただ、特例措置で使い過ぎはだめよということでは認めない、こうやっておられるわけですから、それを一切認めないということがあたたまえの状態でするということは、どうもこれはむずかしい問題なんです。したがって、一切認めないということとは、ある一定のもの以上は一切認めないということとです。よ、今度の改正案は、これについては、したがって三年間という一応区切りをつけたわけでございます。財政再建期間。

それから、広告税につきましては、これはいろいろ議論のあるところでございますが、五十七年度では税制調査会の答申等もございまして、実は見送ることになっていただいたわけでございます。以上でございます。(拍手)

〔国務大臣安倍晋太郎君登壇〕

○国務大臣(安倍晋太郎君) 中小企業に承継税制を確立すべきであるという中井議員の御意見、全く同感であります。(拍手)

中小企業におけるところの事業経営の継続と、後継者への円滑な事業継承が図られるよう、相続税の面での改善につきましては、ただいまも努力を行っております。ところが、特に中小同族会社の株式の評価方法の改善につきましては、その必要性を十分認識しておるところでございます。して、中小企業者の要望が反映をされて、できるだけ早い機会に実施されるように、関係省庁と協

力をしつつ今後とも努力をしてみたい、何とか実現をしたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣始関伊平君登壇〕

○国務大臣(始関伊平君) ただいま税制及び融資制度の改善だけでは五十七年度の住宅建設目標百三十万戸の達成はむずかしいのではない、景気対策の上にも大変重要な住宅建設を促進するためにもっと積極的に施策を推進すべきであるということ、いろいろと御指摘をいただきました。

これは内需拡大の一番大きな柱の一つでございます。ますので、五十七年度の住宅建設促進のためには、いま政府が駆使し得る政策手段のすべてをここに集約したというような感じでございましてけれども、御指摘の点等をも考えまして、さらに積極的に推進したいと存じております。

金融と税制が主でございますが、金融の方につきましては、一方において公的住宅金融というものがございまして、これは住宅金融公庫などを初めとして、ほかにもあるわけでございますが、これにつきましては、融資枠の拡大、貸付限度額の引き上げというようにによりまして、住宅を求めておる国民諸君の住宅取得能力の向上を図ることといたしております。

また、土地住宅税制の改正によりまして、住宅の供給、既存住宅流通の円滑を図る、中古住宅につきましても税制上、金融上の便宜を与える、これらがやはり新しい住宅の建設につながるだろうというように考えております。

昭和五十七年二月十九日 衆議院会議録第七号

法人税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する中井治君の質疑 法人税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する野間友一君の質疑

一八二

また、いわゆる公的住宅金融によりまして建設されます住宅のほか、もう一つ民間住宅金融による住宅建設、つまり銀行ローン等でございますが、こちらの方につきましては、やはり住宅ローンの引き下げ、その他物価の安定などの確な経済運営を図ることによりまして、住宅建設が一層促進されるものと期待をいたしておる次第でございます。

また、ただいま保有税の問題についてお話がございました。宅地を取得いたしました、直ちに住宅の建設に着手いたしませんものについては、かなり小さい面積のものについても保有税を課するということにいたしました。

なおまた、財形持ち家融資と住宅貯蓄控除についてのお話もございました。両方残すことができれば非常にいいのでございましょうけれども、財源の関係等もございまして、私どもは、財形持ち家融資というものの拡充をいたしまして、片方は残念ながら取りやめるといような結果になったわけでございますが、これはもうすでに御指摘がございましたように、財形持ち家個人融資につきましては、初年度、二年度に二％、またあと三年間は毎年一％ずつの利子補給をする。それから貸付限度額でございますが、これは、従前は大体貯蓄額の三倍ということでございましたが、これを五倍に引き上げる、つまり千五百万円から二千万円に引き上げるというようにいたしたわけでございます。財形貯蓄はかなり大きな貯金

の残額も持っております。この財形制度の大きなねらいが住宅持ち家取得の促進でございますので、その方面において寄与してまいりたい、かように存じておる次第でございます。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

○副議長(岡田春夫君) 野間友一君。

〔野間友一君登壇〕

○野間友一君 私、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました法人税法及び租税特別措置法の両改正案について、総理並びに大蔵大臣に質問いたします。

今日、税制の民主的な改革は、圧倒的多数の国民が強く要求する緊急の課題であります。最近実施した国税庁の世論調査によりまして、七割を超える人々が、重税による生活の困難と不公平を訴えているではありませんか。

今回の税制改正に求められたものは、この国民世論にこたえ、第一に、大企業、大資産家優遇の不公平に抜本的なメスを入れること、第二に、当面する深刻な消費不況に税の面からも手を打つこと、第三に、泥沼の財政危機、とりわけ五十六年度、五十七年度に予想される巨額の税収欠陥に対処することでありました。ところが、政府が提出した法案は、この三つの課題に全くこたえなかったばかりか、国民には五年連続の減税拒否による実質大増税を押しつけ、逆に不公平を拡大しているものであります。

そこで、まずお尋ねしたいことは、税制問題に対する総理の基本的な考え方、思想そのものについてであります。

あなたは、昨年七月号の「月刊自由民主」に掲載された座談会で、レーガン政権の経済政策を口をきわめて褒めたうえで、私は「企業減税については、民間の活力を高めるとい意味合いから非常に効果があるし、適切だとは思いますがね。」と明言しておられます。これには出席者の一人も驚いて、「どの国の大統領も総理も、それは怖くて言えなかった。」「企業減税こそ必要である」と言われた方は鈴木総理のほかにありません」と述べるほどであります。一方、所得減税に対しては、「これが消費のほうに行つて、インフレを助長するようにならないか」と、きわめて懐疑的な態度を表明しておられるのであります。

国民への所得減税よりも大企業への減税こそ望ましい、こういう考え方にいまでも変わりはないのか、これがあなたの税制の思想なのか、明らかにお答えいただきたいと思ひます。(拍手)

財界、大企業に弱い総理の態度は、今回の税制改正の過程でも改めて浮き彫りにされております。総理は、昨年十一月に、大企業優遇の退職給与引当金を含む制度の見直しを指示しましたが、その退職給与引当金はいつの間にか消え去り、かわつて、中小企業に打撃を与え、しかも一年限りの増収にしかならない法人税延納制度の縮減が登場したことがそれでありす。一体、どのような

圧力によつてみずからの指示を取り消されたのか、この際、明らかにされるよう求めるものであります。

次に、国会の焦点の一つであり、国民が税制改正に最も期待している所得減税問題についてお伺いします。

大企業、大資産家を優遇する一方で国民への重税、これこそ不公平の最たるものであります。五年連続の減税拒否で、五十七年度の所得税の国民負担は、五十二年度に比べ二・三倍、八兆四千億円もふえることになりました。これは納税者一人当たり実に二十万円に当たるものであります。この間、雇用者所得は名目でわずか五・一％しかふえていませんし、また、家計調査報告によれば、勤労者の収入に対する税金と社会保険料などの比率は、五年前の約一〇％がいまでは一五％に上昇しているものであります。これらは実質増税の物ささを実示する以外の何物でもありません。総理、これらの数字を見聞きして胸が痛まない人には、政治家の資格はないと言わなければなりません。(拍手)

そこで、三点に限つてお伺いします。

第一点、政府は、来年度の経済成長の原動力を内需に求め、その柱を国民消費支出の実質三・七％拡大に置いています。ところが、雇用者所得の伸びは、平均して名目で六・九％、実質では二・一％にとどまるというのであります。減税拒否で、実質可処分所得の伸びがもつと下回ること

は言うまでもありません。減税を抜きにして、どうして消費支出の拡大が可能になるのでしょうか。手品の種を明らかにしていただきたい。

第二点。新経済社会七カ年計画の想定では、国民所得に対する租税負担率は、六十年代に二六・五％に達するものとされておりまして。しかも、これは一般消費税導入を前提とした数値であります。しかし、実際には、五十七年度に二六・六％に達するに早くも目標値を大きく突破する勢いがあります。七カ年計画を変更して国民にさらに負担を強いるのか、それとも減税を断行して計画内にとどめるのか、明確にお答えいただきたいと思ひます。

第三点。減税を拒否するばかりか、新たな増税さえ意図されていることは、今国会の総理と大蔵大臣の答弁にもかかわらず、政府が国会に提出した「財政の中期展望」や、新聞が伝える大蔵省首脳発言なるものがはっきりと示しております。五十八年度以降将来にわたって、一般消費税はもとより、大型間接税など国民への増税は一切行わない、減税を増税のための取引道具に使わないと云々ばかりと約束されるのかどうか。

以上、総理並びに大蔵大臣の答弁を求めます。
(拍手)

大企業、大資産家優遇税制にメスを入れることは、不公平をなくするためにも、減税の財源を確保するためにも、さらに財政危機打開のためにも、緊急の課題となっております。ところが、政

府の法案は、貸し倒れ引当金、交際費課税などにわずかにばかりの手直しを行つてはおりますが、三兆円をはるかに超える不当な優遇税制のほとんどが全く手つかずで残されております。そればかりか、エネルギー投資減税の拡充、土地税制緩和など、優遇措置の新たな拡大さえ図つてゐるのであります。

そこで、法案に即して大蔵大臣に若干伺ひます。

貸し倒れ引当金制度の恩恵を最も受けているのは、言うまでもなく銀行などの金融保険業であります。実際の貸し倒れ発生が千分の一にしかすぎず、しかも大部分が担保を取っているにもかかわらず、金融保険業に千分の三の繰り入れを認め、今回改正案でもこれを放置しているのは一体なぜでありますか。また、多国籍企業化し、全世界をまたにかけて大もうけを続けている大企業に、なぜ三月末で期限の切れる海外投資等損失準備金制度、これをわざわざ延長してまでサービスしてやる必要があるのでしょうか。

さらに重大なのは、土地税制の骨抜き緩和の問題であります。

昨年度の臨時国会で、土地税制緩和は宅地供給増にもつながらず、大資産家優遇であり反対だとはっきり述べていたのは、大蔵大臣御自身ではなかったでしょうか。政府税調の答弁でさえ重大な疑問を呈しているこの改悪になぜ同意したのか。国会に責任を負うことが憲法に明記されている閣

僚として、お答えをいただきたいと思ひます。

(拍手)

大企業優遇の仕組みは、各種引当金、準備金、特別償却制度、利益の多少を問わない一律の法人税率、受取配当益金不算入など、多岐にわたつております。私は、特に最近、目に余るまでになつてゐる大企業、大資産家の資本取引上のもうけ、これに對して税制上の網が全くかかつていない、このことを指摘せざるを得ません。

その一つは、額面額を大幅に上回る株式の時価発行によるぬれ手にアワのプレミアムが、資本取引という口実で全く非課税とされている問題であります。昨年一年間の時価発行によるプレミアムは、トヨタ自工の九百五十六億円を筆頭に、全体では一兆三千億円にも達しております。これに課税するだけでも五千億円を超える法人税収が得られます。

戦前の税法では厳格に課税対象とされていましたが、戦後の混乱期に、経済再建のために資本蓄積を促進するとの理由で、「当分の間」との限定つきで非課税とされたのであります。いまでも経済の混乱状態が続いているのですか。「当分の間」とは、いつまでを指すのですか。日本経済は上できたと得々と繰り返しておられる総理の答弁を求めらるものであります。(拍手)

その二は、個人の株式の売買による利益が、所得税法で原則非課税とされている問題であります。

わが党の指摘で若干の改善措置がとられたとはいえ、現実に課税されているのは、毎年百人にも満たないというありさまであります。勤労者が額に汗して得た収入には過酷なまでの重税を押しつけながら、このような典型的な不労所得をなぜいづまでも放置しておくのでしょうか。大蔵大臣の納得のいく説明を求めるものであります。

最後に、もはや確実となった巨額の税収欠陥問題について質問いたします。

わが党の論戦が明らかにしたように、十二月末までの税収実績は前年度比一〇・三％増にとどまり、このままいけば補正後予算に二兆円前後の大穴があくことは必至であります。しかも、五十六年度の歳入欠陥は、五十七年度税収に拡大されて引き継がれるのであります。ところが、総理も大蔵大臣も、六月にならなければわからないとか、専門家が算定したのだから信用せざるを得ないなどという無責任きわまる答弁で、国会と国民をごまかそうとしました。

総理並びに大蔵大臣、この際はっきりさせていただきたい。兆円規模の税収不足になることは絶対にないことを保証できますか。六月段階に戦後初めての歳入欠陥が明確になった場合、出処進退を含めた政治責任をとるのかとらないのか、その場述れの答弁でなく、イエスかノーか明快にお答え願ひます。(拍手)

日本共産党は、今後の審議を通じ、一兆円規模の所得減税を初めとする国民生活の防衛、大企

昭和五十七年二月十九日 衆議院会議録第七号

法人税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する野間友一君の質疑

一八四

業、大資産家優遇税制の抜本的な改革、軍事費一兆円以上の削減のために、国民とともに闘い抜くことを表明して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣鈴木善幸君登壇〕

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) 野間友一議員にお答えをいたします。

まず、「月刊自由民主」の私の発言についての御質問がありました。対談の内容をよくお読みいただくとおわかりいただけると思いますが、昨年五月の訪米の際、米国の経済関係と朝食会を行いました。リーガン財務長官から、米国の経済再建計画について説明がありました。

その中で、所得税減税で貯蓄を拡大し投資を刺激するという趣旨の説明がありましたので、私は、所得税減税が貯蓄につながるかどうか疑問を呈してみただけであります。投資を刺激して民間の活力を高めるという目的のためなら、むしろ企業減税の方が直接効果があるのではないかと、特に米国はわが国と違って消費性向が高いので、意図したところと異なり、所得税減税が貯蓄ではなく消費に回ってしまつてインフレを助長することにならないのかというのが私の米国の経済政策に対する疑問であつたのであります。そのことが「月刊自由民主」の誌上に私の発言として載つたところでございます。

退職給与引当金の見直しを私が指示したり、その指示を取り下げたりしたとお話であります。が、そのような個別的な指示をしたものではあり

ません。

一般消費税、大型間接税などの増税を行うなどの御意見でございましたが、財政の再建を進めるに当たっては、何よりも歳入の節減合理化を第一に考えてまいりたいと考えております。

なお、所得税減税との絡みでも増税をするなどの御意見でありましたが、この点につきまして、先ほど鳥居議員にお答えをしたとおりであります。

税収欠陥を生じた場合どうするつもりかとのお尋ねでありましたが、これも先ほど野口議員の御質問にお答えしたとおり、与えられた資料のもとで最大限の努力をして税収見直しを行つていくのであります。仮に今後税収不足が生ずるような場合には、歳入歳出を通ずる全体としての決算の状況を踏まえ、適切に対処するつもりであります。

以上であります。残余の点は所管大臣から答弁をいたさせます。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) 野間議員にお答えをいたします。

消費支出の増大策として減税を実行せよということですが、消費拡大のための減税ということになりますと、かなり大規模なものでなければ二百七十兆のGNPには余り影響ありませんから、かなりの大型のものでなくちゃならぬ。そういうような大きな減税をする財源は持ち合わせが

ないということは、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、経済七カ年計画——租税負担率の実績がいまわかつてきておりますけれども、国民経済計算ベースで、五十四年度二・五、五十五年度二・三・四となつております。今後租税負担率がどうなるかということは、経済は生き物ですから非常に経済情勢は不確定要素が多い。したがって、これを予測することは困難でございます。

経済計画において、六十年代における国民経済計算上の租税負担率を二六・二の程度と想定しております。しかし、これは六十年代における国、地方の両方を含めた公的部門全体としてのマクロ財政の姿でございます。これは一般会計の歳入歳出の姿がどのようになっているかなどについて具体的に示しておるものではございません。

一般会計の中の歳入歳出がどうだこうだということの言っているのじゃないんです。地方を含めた国全体のマクロの姿を一応想定したものでございます。そういうことを御理解いただきたいと思ひます。

それから、一般消費税、大型間接税などの増税を将来ともやらないということを約束せよということでございますが、これはとりあえずわれわれは大型増税は念頭になく、歳出カット、そういうことで大いに一生懸命やらしております。そこから先々のことまではお約束いたしかねます。

それから金融保険業の貸し倒れ引当率を据え置

いたのはなぜであるか。ほかのものは洗い直して、何でもこれだけ残した。それは、ことしやったばかりだから続けてはできない。しかも、いま措置の適用期間中ですから……(できないはないでしょう)と呼ぶ者あり)だから、それが終わってからです。実際としては、したがってやらないということでございます。

それから、海外投資等損失準備金を延長する理由。これは、大企業といえど全部悪いようなことをおっしゃいますが、資源エネルギー対策、科学技術の振興、中小企業対策等の重要な政策目的にかかわる措置については、現行制度はそのまま延長しました。やはり重要政策ですから。

その中で、海外投資等損失準備金は、資源探鉱事業法人、そういうのがあつたのです。それに対する投資額の一定割合の積み立てを認める制度でございます。国内資源に乏しい日本の国にとって、海外での資源エネルギー開発等を促進することは大切なことでございますので、こういうものを延長することにいたしました次第でございます。物の考え方の相違でございます。

それから、昨年の国会で、大蔵大臣は土地税制の緩和に反対をしたではないか。なるほど速記録を読んでみたら、私が反対したように書いてあります。

これは、所得税の税金を安くする、緩和するといふだけで宅地供給にはならないということをお話しております。しかしこれは、それだけでは

だめですよ……(生き物だからと呼ぶ者あり) いや、生き物じゃなくて、そのほかに、一緒にあって効果のある手をやる場合は別ですよ。だから、私の言ったことは、緩和するには供給促進効果が期待できないけれどもいいじゃないかと。

したがって、今回は地方税において市街化区域農地に係る固定資産税等の課税の適正化措置に加えて、特別土地保有税の活用をすることにしました。譲渡された土地に宅地が建てられない場合は、そこへ課税を強化しますよ、一方で、売る方は安くするけれども、買った方が金もうけでそれを遊ばせておいたら、そこは重課をします、そういうふうな両方が、あめとむちと言ったらしかられるかもしれませんが、めりはりのついた制度です。それから、それならば結構ですということを申し上げたわけですが、したがって、譲渡所得課税、保有課税を通じて全体としてバランスのとれたものになっておるから、私は、土地供給、住宅建設の促進に今度の土地税制は役立つものだと思いますので、あえて反対をしなかったわけでございます。

それから、株式の時価発行差額、昔は課税していたのを、いまは何で課税しないのだ。これは法律が変わったからでございます。それは商法の改正、法人税の改正で、昭和四十年に法人税法の全文改正によって、一般的に資本等取引の非課税が定められて今日に至りました。この法人税法は、商法の考え方を受けて決まったものであって、いまは昔の商法と違うんだから、いいですか。資本

非課税の基本的立場からプレミアムを非課税としていたものでありまして、戦後の経済再建のためとか、「当分の間」という考え方はないんです。したがって、主要諸外国においても、プレミアム課税を行っている例はないと聞いております。

個人の株式売買益原則非課税について、なぜこれを放置するか。これもいろいろ議論がございしますが、有価証券譲渡益については、総合課税の強化、総合課税の対象とすることが望ましい。しかし、有価証券取引を把握する体制が十分整備されていないまま総合課税に移行する場合には、新しい不公平を招くおそれがある。

有価証券譲渡益課税については、年五十回かつ二十万株以上の取引から生ずる所得のほか、昭和五十四年度の改正で、一銘柄年間二十万株以上の株式の譲渡を課税対象に加えるようにしました。こういうことなど、課税の強化を実は図ってきておるところであります。

今後は、この改正の結果を見きわめながら、つかまえないければだめなわけですから、把握体制の整備の問題を含めて、引き続き段階的に課税をするという方向で幅広い角度から検討を続けてまいり考えてございます。(拍手)

○副議長(岡田春夫君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(岡田春夫君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 鈴木 善幸君
大蔵大臣 渡辺美智雄君
通商産業大臣 安倍晋太郎君
建設大臣 始関 伊平君
国務大臣 河本 敏夫君
国務大臣 松野 幸泰君

出席政府委員

大蔵省主税局長 福田 幸弘君

朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る十六日、本院は、人事官に加藤六美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十六日、本院は、日本銀行政策委員会委員に平井富三郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十六日、本院は、宇宙開発委員会委員に齋藤成文君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十六日、本院は、国家公安委員会委員に牛場大蔵君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十六日、本院は、中央社会保険医療協議

会委員に伊藤善市君及び中村隆英君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十六日、本院は、商品取引所審議会会長に岡田覺夫君を、同委員に久保田晃君、酒巻俊雄君、林周二君及び森崎久壽君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る十七日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和五十六年度一般会計補正予算(第1号)

昭和五十六年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和五十六年度政府関係機関補正予算(機第1号)

一、去る十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律

昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(政府委員退任)

一、去る十六日、鈴木内閣総理大臣から福田議長あて、十六日付をもって外務大臣官房審議官室ノ脇光朗は在ホノルル日本国総領事館総領事に任命されたので政府委員としての資格を失った

昭和五十七年二月十九日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告

旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る十六日、福田議長は、鈴木内閣総理大臣申し出の次の者を、第九十六回国会政府委員に任命することを承認した。

外務大臣官房審議官 田中 義具

(政府委員任命)

一、去る十六日、鈴木内閣総理大臣から福田議長あて、十六日議長において承認した田中義具を、同日第九十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る十六日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 江藤 隆美君(理事江藤隆美君去る十日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

補欠

小淵 恵三君 上草 義輝君

澁谷 直藏君 川田 正則君

正示啓次郎君 太田 誠一君

根本龍太郎君 岸田 文武君

村山 達雄君 北口 博君

通信委員

辞任

補欠

矢野 絢也君

大橋 敏雄君

予算委員

辞任

補欠

工藤 巖君

澁谷 直藏君

大原 一三君

村山 達雄君

近藤 元次君

小淵 恵三君

戸井田三郎君

根本龍太郎君

中村喜四郎君

正示啓次郎君

草野 威君

矢野 絢也君

議院運営委員

辞任

補欠

加藤 紘一君

保利 耕輔君

塚原 俊平君

高橋 辰夫君

中村 茂君

佐藤 誼君

野口 幸一君

川本 敏美君

渡辺 三郎君

清水 勇君

一、昨十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

補欠

白井日出男君

正示啓次郎君

浦野 然興君

宇野 宗佑君

狩野 明男君

金子 一平君

馬場 昇君

山口 鶴男君

村山 喜一君

佐藤 誼君

栗田 翠君

金子 満広君

宇野 宗佑君

浦野 然興君

金子 一平君

狩野 明男君

正示啓次郎君

白井日出男君

金子 満広君

栗田 翠君

社会労働委員

辞任

補欠

小里 貞利君

村山 達雄君

佐藤 誼君

田邊 誠君

商工委員

辞任

補欠

八木 昇君

上田 哲君

科学技術委員

辞任

補欠

田邊 誠君

関 晴正君

武藤 山治君

村山 喜一君

予算委員

辞任

補欠

宇野 宗佑君

大原 一三君

金子 一平君

岸田 文武君

正示啓次郎君

宮下 創平君

村山 達雄君

狩野 明男君

渡辺 栄一君

亀井 善之君

石橋 政嗣君

武藤 山治君

金子 満広君

東中 光雄君

中路 雅弘君

栗田 翠君

依田 実君

橋崎弥之助君

大原 一三君

宇野 宗佑君

狩野 明男君

村山 達雄君

亀井 善之君

渡辺 栄一君

岸田 文武君

金子 一平君

宮下 創平君

正示啓次郎君

栗田 翠君

金子 満広君

東中 光雄君

藤原ひろ子君

橋崎弥之助君

依田 実君

決算委員

辞任

補欠

上田 哲君

石橋 政嗣君

橋崎弥之助君

依田 実君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

瀬長亀次郎君

野間 友一君

野間 友一君

瀬長亀次郎君

一、昨十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任

補欠

山口 鶴男君

櫻野 泰二君

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

白井日出男君

長野 祐也君

加藤 万吉君

松本 幸男君

長野 祐也君

白井日出男君

安全保障特別委員

辞任

補欠

嶋崎 讓君

上田 哲君

矢山 有作君

高沢 寅男君

(議案提出)

一、去る十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地域改善対策特別措置法案

(議案付託)

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地域改善対策特別措置法案(内閣提出第四三三号)

内閣委員会 付託

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

沖縄及び北方問題に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る十六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金につ

いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法

律案

一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は

次のとおりである。

昭和五十六年度一般会計補正予算(第一号)

昭和五十六年度特別会計補正予算(特第一号)

昭和五十六年度政府関係機関補正予算(機第一号)

号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

農業共済再保険特別会計における農作物共済、

畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払

財源の不足に充てるための一般会計から繰入

入金に関する法律案

一、去る十七日、参議院において次の本院提出案

を可決した旨の通知書を受領した。

昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金につ

いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法

律案

一、去る十七日、参議院において次の内閣提出案

を可決した旨の通知書を受領した。

昭和五十六年度一般会計補正予算(第一号)

昭和五十六年度特別会計補正予算(特第一号)

昭和五十六年度政府関係機関補正予算(機第一号)

農業共済再保険特別会計における農作物共済、

畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払

財源の不足に充てるための一般会計から繰入

入金に関する法律案

昭和五十七年二月十九日 衆議院會議録第七号

一八八

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門三丁目二番四号
大蔵省印刷局 〒105
電話 東京 五五二二(大代)

定価
一〇部
円